

NICT 総合テストベッド利用に係る共同研究契約書

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「甲」という。）と、*（研究申込機関名を記載）（以下「乙」という。）は、次の条項によって共同研究契約を締結するものとする。

（研究目的・内容）

第1条 甲及び乙は、甲が提供する NICT 総合テストベッドを利用することにより、ICT 関連研究開発成果の技術実証及び社会実証の推進を目的として、別添の研究計画書に掲げる研究内容（以下「プロジェクトテーマ」という。）に関する研究を実施するものとする。

（実施場所）

第2条 本共同研究は、次の場所において実施するものとする。

- (1) 甲及び乙の所在地並びにその他必要な場所
- (2) 甲及び乙の所在地又はその他必要な場所

（研究期間）

第3条 本共同研究の実施期間は、契約締結日から契約締結日の属する年度の末日（3月31日）までとする。

2 この契約の期間満了の1ヶ月前までに甲、乙のいずれか一方から書面による意思表示をしないときは、1ヶ年間契約の更新をしたものとし、以後この例によるものとする。ただし、2021年3月31日を更新の限度とする。また、甲にあっては、この契約の期間満了の6ヶ月前までに NICT 総合テストベッドの提供の用を中止する事実を広く明らかにする目的を以て周知することにより書面による意思表示を省略することが出来るものとする。

（研究に従事する者）

第4条 乙は、第1条に掲げるプロジェクトテーマごとに、それぞれ同条別添の研究計画書に掲げる研究者を本共同研究に参加させるものとする。

（設備の負担）

第5条 甲は NICT 総合テストベッド及び第1条別添の研究計画書に掲げる場所に設置する接続装置を本共同研究のために提供し、乙はその他本共同研究に係る経費及び研究装置を負担するものとする。

2 本共同研究を行うために取得した物に係る権利は、その費用を負担したものに帰属するものとする。

(プロジェクトテーマ及び研究に従事する者の追加・変更・廃止)

第6条 甲は、乙が第1条別添の研究計画書に掲げるプロジェクトテーマ及び研究に従事する者の追加、変更及び一部廃止について、甲が定める様式にて申し入れを行った時は、その内容を速やかに検討の上、承諾若しくは不承諾の旨を書面にて通知するものとする。

(プロジェクトテーマ及び研究に従事する者の追加・変更及び廃止に係る契約期間)

第7条 甲が前条の承諾を行った場合、その承諾した日を以て、この契約は更新されたものとする。この場合の本共同研究の実施期間は、契約更新日から契約更新日の属する年度の末日(3月31日)までとする。

なお、この場合において第3条第2項の規定は引き続き適用するものとする。

(賠償責任)

第8条 乙は、本共同研究実施に当たり、故意又は重大な過失により甲に対し損害を与えた場合には、甲に対し賠償の責めを負うことがある。

2 甲は、乙が NICT 総合テストベッドを利用することにより生じた損害について、責任を負わないものとする。

(利用規約の遵守)

第9条 乙は、本共同研究の実施に当たり NICT 総合テストベッドを利用する際は、甲が別途定める「NICT 総合テストベッド利用規約」を遵守するものとする。

(特許出願)

第10条 研究成果に係る発明の特許を受ける権利の帰属は、次によるものとする。

(1) 甲又は乙に属する研究員が独自になした発明の特許を受ける権利は、当該研究員が属する甲又は乙に専有的に帰属するものとする。

(2) 甲に属する研究員及び乙に属する研究員が共同でなした発明の特許を受ける権利は、甲及び乙の共有とする。なお、当該特許を受ける権利の持分は、発明に対する甲及び乙それぞれの技術的貢献度に応じて、甲乙協議の上、決定されるものとする。

2 研究成果に係る発明の特許出願(外国への出願を含む。)は、次によるものとする。

(1) 甲又は乙に属する研究員が独自になした発明の特許を受ける権利は、当該研究員が属する甲又は乙に専有的に帰属するものとする。

ア 甲及び乙は、前項第1号の規定により自己が専有する特許を受ける権利に基づき、単独で特許出願を行うことができる。この場合、あらかじめ相手方に対して通知し、当該特許を受ける権利を専有することの同意を得なければならない。ただし、本項第1号イに定める異議の申し出がない場合、相手方は同意したものとみなす。

イ 本項第1号アの通知を受けた相手方は、当該出願内容が共同発明に該当すると判断

した場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に共同発明であることの根拠資料を示した上、異議を申し出るものとする。この場合において、甲及び乙は、特許出願について協議をするものとする。

- (2) 甲及び乙は、前項第2号の規定により甲乙が共有する特許を受ける権利に基づき、特許出願を行おうとするときは、権利持分、実施権に係る独占性の有無、実施料支払いの有無、第三者に対する実施許諾、費用負担等の条件を定めた共同出願契約を締結の上、共同して出願するものとする。

(特許権に係る発明の実施)

第11条 研究成果に係る発明の特許を受ける権利及び特許権（以下併せて「特許権等」という。）に係る発明の実施については、次によるものとする。

- (1) 甲及び乙は、相手方の単独特許権等又は甲乙共有特許権等に係る発明について、本共同研究及び自己の研究開発の目的に限り、相手方の同意なく、無償で又は対価の支払いをすることなく、自ら実施する権利（自己の責任において、第三者に実施させる場合を含む。）を有する。
- (2) 前号に定める場合を除き、相手方の単独特許権等又は甲乙共有特許権等に係る発明を実施する場合、事前に別途締結する契約に基づいて行うものとする。
- (3) 甲は、本共同研究により又は本共同研究に基づく情報の提供によって、甲が本契約の発効日現在保有する特許権又は出願手続を行っている特許出願及び本契約の発効後に本共同研究に関係なくなされた特許出願を、乙に明示的又は黙示的に実施権を許諾するものではない。

(実用新案登録を受ける権利等についての準用)

第12条 前二条の規定は、日本国内外における実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(著作物に係る権利)

第13条 研究成果のうち、甲又は乙に属する研究員が独自に創作した著作物（プログラム及びデータベースに限る。以下、本条において同じ。）に係る権利は、当該研究員の属する甲又は乙に専有的に帰属する。

- 2 研究成果のうち、甲に属する研究員及び乙に属する研究員が共同で創作した著作物に係る権利は、甲及び乙（以下この項において「共有著作権者」という。）の共有とし、その利用については次によるものとする。
 - (1) 共有著作権者は、共有に係る著作物の登録等、その保護及び維持等のために相互に必要な手続に協力する。
 - (2) 共有著作権者は、共有に係る著作物について、本共同研究及び自己の研究開発の

目的に限り、他の共有著作権者の同意なく、無償で又は対価の支払いをすることなく、自ら利用する権利（自己の責任において、第三者に当該著作物を利用させる場合を含む。）を有する。

- (3) 共有著作権者は、共有に係る著作物を利用する権利について、本共同研究及び自己の研究開発以外の目的で自ら利用し、又は第三者に利用させる場合には、事前に他の共有著作権者の同意を得るものとする。
- (4) 前三号の場合において、甲乙は著作者人格権の行使を行わないことを確認する。

（研究成果の取扱、研究報告）

第 14 条 本共同研究による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

2 乙は、プロジェクトテーマの実施状況について、一年間に一度甲が指定する時期に、甲が別途定める様式による進捗状況報告書を甲に提出するものとする。

3 乙は、プロジェクトテーマの終了日または甲の求める時期に、甲が別途定める様式による研究開発成果報告書を甲に提出するものとする。

（協議）

第 15 条 この契約の履行に関して生じた疑義又は契約書に定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都小金井市貫井北町四丁目 2 番 1 号
国立研究開発法人情報通信研究機構
理事 印

乙

印